

告示

埼玉県告示第五百三十七号

製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号。以下「法」という。）第四条第一項の規定により、製菓衛生師試験を次のとおり行う。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 試験の期日及び場所

試験期日	試験場所
平成二十九年 七月二十六日（水）	埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目五番十四号 さいたま共済会館

二 試験科目

衛生法規、公衆衛生学、食品学、食品衛生学、栄養学並びに製菓理論及び実技

三 受験資格

法第五条各号に掲げる者又は法附則第二項若しくは第三項に規定する者

四 受験手続

イ 提出書類

製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第五十四号）第二条に規定する受験願書及び書類

ロ 試験手数料

九千六百円を埼玉県収入証紙により納付すること。

ハ 受験願書等の提出期間及び提出場所

平成二十九年六月十五日（木）

午前九時三十分から午前十一時三十分まで及び午後一時三十分から午後四時まで

郵送の場合は、平成二十九年六月一日（木）から六月十五日（木）まで

埼玉県保健医療部保健医療政策課宛の簡易書留によること。なお、提出期間最終日までの消印のあるものに限る。

ニ 提出場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県保健医療部保健医療政策課 研修・国際協力・免許担当

五 合格発表の場所及び期日

イ 埼玉県本庁舎一階南側エレベーター前掲示

平成二十九年九月六日（水）午前十時から七日（木）午後五時まで

ロ 埼玉県保健医療政策課ホームページ掲載

平成二十九年九月六日（水）午前十時から十月五日（木）午後五時まで